

地区経営体育成基盤整備事業 (ほ場整備事業) 換地と集積の一体的推進

事業制度

事業の要件

受益面積 20ha以上
市町村が作成する「基盤整備関連経営体育成等促進計画」を踏まえて実施
経営体(担い手)育成要件
ア.担い手への農地利用集積
事業完了時に担い手の経営面積割合を30%以上増加
イ.認定農業者等の育成
事業完了時に認定農業者の全農家戸数に占める割合がアクションプログラムに定める目標割合以上増加
又は、認定農業者数が30%以上増加
中間審査
経営体育成要件の達成を確実なものにするため、3年目以降事業完了年度まで、要件の達成見込みについて審査
高度経営体が1以上育成されることが確実
高度経営体への集積向上率が20%以上

負担率

<ハード>
・H22年度迄
国 50%、県 30%、市町村 10%、農家 10%
・H23年度以降
国 50%、県 27.5%、市町村 10%、農家 12.5%
<ソフト>
・H17年度迄
国 50%、県 35%、市町村 15%
・H18年度から
国 50%、県 30%、市町村 20%
H20年度(農地集積加速化基盤整備事業へ乗り換えした場合)
国 50%、県 25%、市町村 25%

担い手要件

「担い手」とは、事業完了時まで以下のいずれかの要件を満たす個人や組織のことを指します。
認定農業者
以下の要件をすべて満たす農業者や生産組織、法人の主たる従事者
・16歳以上65歳未満の農業従事者(又は後継者あり)
経営等農用地面積(事業区域外も含む)が3.5ha以上
事業実施後おおむね10年以内に認定農業者となる
特定農業団体(又は準ずる団体)になることが確実である
集積農業者組織
<高度経営体>
水田経営所得安定対策(旧品目横断的経営安定対策)の対象者
認定農業者、特定農業団体又は特定農業団体と同等の要件を満たす組織
一定規模以上の水田又は畑作経営(認定農業者は4ha以上、特定農業団体等は20ha以上)
対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守すること。

地域営農構想の実現に向けて

事業の早期達成

この事業を早期に達成するためには、現状をよく理解し、良く話し合い、地域の担い手をいかに地域から支えることが大切です。

リーダーの役割

そのためには、地域のリーダーが先頭に立って、地域の将来を見据え、今から皆で考え進めることが重要です。



委員の結束

その中心的な働きをする方が実行委員、換地委員、評価委員等であり、結束して行なうことが最も重要です。

地区の担い手

地区の担い手は、地域の農業を担う受け手として、効率的かつ安定的な経営を目指しながら、地域と共に地域農業の維持・発展に貢献することです。

改善団体の設立

特に、整備後の換地を地域全体で個々の農用地を有効に活用するためには、一人の力では限界があります。そのために「農用地利用改善団体」等を設立し、農地の利用促進はもとより、地域の和を築く(知恵袋としても期待されます)。

指導機関の活用

推進を図るためには常に主体性を持ち、意向調査や啓発資料等を作成する上で、必要に応じて推進指導機関を活用する事も大切です。

事業のゴールは皆の力で、そこから新たな将来に向けた安心・安全な地域営農構想実現の始まりです。



担い手農家への集積による農用地の集団化

